

令和5年度
札幌地区吹奏楽連盟
規 程 集



〒001-0034 札幌市北区北34条西7丁目3-1
札幌市立北陽中学校内
TEL (011) 726-4248
FAX (011) 351-5724
E-mail:info@sapporo-suiren.com
080-8290-5724(直通)

札幌地区吹奏楽連盟規程集

札幌地区吹奏楽連盟規約

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、札幌地区吹奏楽連盟と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本連盟は、事務局を事務局長の勤務先内におく。

(組 織)

第 3 条 本連盟は、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の札幌地区として、小学生部会・中学生部会・高等学校部会・大学部会・職場部会・一般部会の六部会をもって組織する。

第二章 目的および事業

(目 的)

第 4 条 本連盟は、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の掲げる目的に則して、地区の吹奏楽および管打楽器による音楽の普及、向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 地区コンクールの開催
- 2 吹奏楽の演奏会・講習会等の開催
- 3 指導者の育成
- 4 その他、目的を達成するために必要な事業

第三章 役 員

(役 員)

第 6 条 本連盟に、次の役員をおく。

理 事 長	1 名
副 理 事 長	若干名
事 務 局 長	1 名
事 務 局 次 長	若干名
事 務 局 員	若干名
事 務 局 会 計	2 名
常 任 理 事	若干名
理 事	加盟団体責任者 ⇒ 加盟団体責任者より推薦され、
監 事	2 名 常任理事会で承認された学識 経験者。

(役員の選出)

第 7 条

- 1 理事長は、理事による投票においてこれを選出する。
- 2 副理事長、常任理事および事務局長は、理事長が原則として理事の中より委嘱し、総会の承認を得る。
- 3 事務局長は、常任理事が兼任する。
- 4 事務局次長・事務局員・事務局会計は、常任理事の中から事務局長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 5 監事は理事より選任する。

(役員の職務)

- 第 8 条 1 理事長は本連盟を代表し、連盟の運営にあたると共に、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の召集する會議に出席する。
2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があったときは、その職務を代理する。
3 常任理事は常任理事会を組織し、連盟の運営を審議し、執行する。
4 監事は事業の運営ならびに会計を監査する。

(役員の任期)

- 第 9 条 1 役員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。
2 補欠または増員により選任された役員の任期は、従前よりの役員任期満了と同時に終わるものとする。

(事務局)

- 第 10 条 1 本連盟の事務を処理するため、事務局をおく。
2 事務局長は、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の召集する會議に出席する。

(名誉理事長)

- 第 11 条 本連盟にきわめて功績を残した理事長を、常任理事会の推薦により総会の承認を得て、名誉理事長に推挙することができる。

(顧問)

- 第 12 条 1 本連盟に顧問をおくことができる。
2 顧問は常任理事会の推薦により、総会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。
3 顧問は、理事長及び常任理事会の諮問機関とする。

第四章 会議

(会議の種類)

- 第 13 条 会議は総会・常任理事会・代表者会・実行委員会とする。

(総会の招集)

- 第 14 条 1 総会は理事をもって組織し、理事長がこれを招集する。
2 総会は定例総会の他、理事長が必要と認めたとき、および理事総数の 3 分の 1 以上から請求あるときは、臨時総会を招集する。

(常任理事会の召集)

- 第 15 条 常任理事会は、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、事務局員、事務局会計、常任理事をもって組織し、隨時理事長がこれを招集する。

(実行委員会)

- 第 16 条 本連盟の主催する事業を行なうとき、必要に応じて実行委員会を組織することができる。

(会議の定足数)

- 第 17 条 1 総会・常任理事会は、その構成員の半数以上をもって成立する。但し、委任状によってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。
2 議決は、過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 総会の議長は、常任理事会で選出し、総会の承認を得る。

(会議の議決事項)

- 第 18 条 総会に付議する事項
1 事業及び決算報告

- 2 事業計画及び予算
 - 3 役員の選出
 - 4 規約の改訂
 - 5 名誉理事長および顧問の承認
- 常任理事会に付議する事項
- 1 事業運営に関すること
 - 2 会計の運用に関すること
 - 3 (一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟および、その他の文化団体との連絡に関すること
 - 4 その他の必要な事項
- 実行委員会に付議する事項
- 1 事業運営に関すること
 - 2 その他の必要な事項

第五章 会 計

(経費の支弁)

- 第 19 条 1 本連盟の経費は、加盟金およびその他の収入をもって充当する。
2 本連盟の会計事務は、事務局がこれを担当する。

(会 費)

- 第 20 条 本連盟に加盟する団体は、次の加盟金を期日までに事務局あて納入するものとする。
- 1 札幌地区吹奏楽連盟加盟費
 - 小学生 5,000円、中学生 6,000円、高等学校 7,000円
 - 大学・職場・一般 7,000円
 - 2 北海道吹奏楽連盟加盟費
 - 小学生 5,000円、中学生 6,000円、高等学校 7,000円
 - 大学・職場・一般 8,000円

(会計年度)

- 第 21 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第六章 付 則

(規約の改訂)

- 第 22 条 本規約の改訂は、総会の3分の2以上の賛同を要する。
- 第 23 条 本規約は、昭和53年4月1日から施行する。
- 平成19年4月21日一部改訂
 - 平成21年4月25日一部改訂
 - 平成23年4月23日一部改訂
 - 平成25年4月20日一部改訂
 - 平成27年4月19日一部改訂
 - 平成28年4月23日一部改訂
 - 平成29年4月22日一部改訂
 - 平成31年4月27日一部改訂
 - 令和3年4月25日一部改訂
 - 令和5年4月30日一部改訂

会計に関する細則

1. 常任理事会
　　交通費・日当・食事は(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟に準じる。
2. 出張について
　　旅費は実費支給とする。
　　宿泊費・日当は(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟に準じる。
3. 慶弔費・見舞金
　　(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟に準じ、理事長が決定する。
4. 講師謝金・審査謝金・実行委員アルバイトに対する日当
　　(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟に準じ、理事長が決定する。

札幌地区吹奏楽コンクール実施規定

- 第 1 条 札幌地区吹奏楽コンクールは、札幌地区吹奏楽連盟に加盟する吹奏楽団体が参加して毎年7・8月に実施する。開催日程は原則として5日間とする。
- 第 2 条 実施会場は、その年毎に札幌地区吹奏楽連盟常任理事会でこれを定める。
- 第 3 条 参加部門および人員は次のとおりとする。
- | | | |
|--------------|---|-----------|
| ① 小学生の部 | ア | 自由 |
| ② 中学生の部 | ア | A編成 50名以内 |
| | イ | B編成 35名 " |
| | ウ | C編成 25名 " |
| ③ 高等学校の部 | ア | A編成 55名以内 |
| | イ | B編成 35名 " |
| | ウ | C編成 25名 " |
| ④ 大学の部 | | 55名以内 |
| ⑤ 大学小編成の部 | | 35名以内 |
| ⑥ 職場・一般の部 | | 65名以内 |
| ⑦ 職場・一般小編成の部 | | 35名以内 |
- 指揮者はこの人数に含まれない。
- 第 4 条 定められた期間内に地区連盟及び道連盟に加盟金を納入した団体に限り参加できるものとする。
- 第 5 条 各部門の参加資格は次の通りとする。
- ① 小学生の部
構成メンバーは、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している小学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
 - ② 中学生の部
構成メンバーは、同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している中学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
 - ③ 高等学校の部
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童中学校生徒の参加は認める。)

④ 大学の部、大学小編成の部

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。(大学院生を含む。高等専門学校は大学の部に属する。) ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

⑤ 職場・一般の部、職場・一般小編成の部

団体構成メンバーは次の第8条に該当しない限り、自由とする。ただし職業演奏家の参加は認めない。

なお、②③においては、次の場合に限り同一の部門への合同での参加を認める。

ア それぞれの学校でB・C編成において、校長が教育上必要と認め、合同団体を編成することに合意していること。(ただし、東日本学校吹奏楽大会に出場する団体は、東日本学校吹奏楽大会実施規定による。)

イ 中学生、高等学校においては、地区大会申し込み時点で合同団体の構成メンバー総数が、B編成の上限人数を超えないものとする。また、25名を超える場合には、B編成に参加するものとする。

第6条 指揮者の資格については制限しないが課題曲、自由曲とも同一者が指揮すること。

第7条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲、自由曲は同一のメンバーが演奏しなければいけない。但し楽器の持ち換えは認める。

第8条 参加団体の資格に疑義あるときは出場停止または入賞を取り消すことがある。

第9条 課題曲は、スコアに指定された編成とする。但し、欠けてしまう楽器及びパートがある場合は、スコア編成内で他の楽器で代用することを認める。その場合は次のことと従う。

ア 欠けてしまう楽器の音域を変えないで演奏できる楽器がある場合は、その楽器で代用する。

イ 上記アの楽器がない場合は、スコアに示された楽器で代用する。

※詳細については、年度毎に掲載している全日本吹奏楽連盟のホームページの「全日本吹奏楽コンクールについてのQ&A」で確認すること。

自由曲は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。但し、コントラバス、ピアノ、チェレスター、ハープの使用は認める。また、歌声については、スキヤット、ハミングは認めるが、歌詞は認めない。なお、小学生、B編成、C編成・小編成については、エレキベースの使用を認める。

第10条 演奏時間は次のとおりとする。

① 中学生、高等学校のA編成、大学、職場・一般の部の各部門は、課題曲、自由曲を含めて12分以内とする。

② 各部門ともB編成、C編成・小編成は自由曲のみとし、B編成・小編成は7分以内、C編成は6分以内とする。

③ 小学生は自由曲のみとし、6分以内とする。

第11条 演奏時間が超過した場合は、失格として審査の対象としない。

第12条 演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第13条 各部門とも、地区予選において、中学生・高等学校A編成、大学、職場一般は4団体、小学生、大学・職場一般の小編成は7団体、中学生・高等学校B編成は8団体、中学生・高等学校C編成は10団体をそれぞれ超えて参加した場合は2団体道大会に出場することができる。以下、倍数毎に1団体加算するものとする。

代表団体数

中高A・大・職一一4 小学・大職一小一7 中高B-8 中高C-10 以上は2団体

中高A・大・職一一8 小学・大職一小一14 中高B-16 中高C-20 以上は3団体

中高A・大・職一一12 小学・大職一小一21 中高B-24 中高C-30 以上は4団体

中高A・大・職一一16 小学・大職一小一28 中高B-32 中高C-40 以上は5団体

中高A・大・職一一20 小学・大職一小一35 中高B-40 中高C-50 以上は6団体

- 第 14 条 各部門とも地区予選で金賞を得た団体の中から道大会へ推薦する。
但し、金賞団体が代表数に満たなかった場合、審査員の協議により残りの代表を決定することができる。
- 第 15 条 前年度、全日本吹奏楽コンクールに参加した部門は、その代表数を加算して全道大会に参加できるものとする。但し、中学、高校のみとする。
- 第 16 条 出演順序は代表者会議において抽選により決定する。
- 第 17 条 審査員は、常任理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 第 18 条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
- 第 19 条 その他開催上の細目は常任理事会で定める。
- 第 20 条 この規定は昭和58年6月1日から実施する。

平成2年4月21日一部改訂
平成10年4月30日一部改訂
平成11年4月30日一部改訂
平成16年4月24日一部改訂
平成19年4月21日一部改訂
平成21年4月25日一部改訂
平成23年4月23日一部改訂
平成29年4月22日一部改訂
平成31年4月27日一部改訂
令和3年4月25日一部改訂
令和5年4月30日一部改訂

札幌地区 個人・アンサンブルコンテスト実施規定

- 第 1 条 札幌地区個人・アンサンブルコンテストは、札幌地区吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して実施する。

アンサンブルコンテスト

参加部門・人員

- 第 2 条 参加部門は次のとおりとする。
1. 小学生の部 2. 中学生の部 3. 高等学校の部 4. 大学の部
5. 職場・一般の部
- 第 3 条 各アンサンブルの参加人数は、3名以上8名までとする。

資 格

- 第 4 条 札幌地区吹奏楽連盟に加盟する小学生・中学生・高等学校・大学・職場・一般の同一団体の団員から1グループの出場とする。

演 奏 ・ 審 査

- 第 5 条 楽器の編成は次のとおりとする。
- 1 木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。
 - 2 同一のパートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
 - 3 独立した指揮者は認めない。

- 第 6 条 出場するグループは、自由曲 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。
組曲も 1 曲とみなす。
- 第 7 条 演奏時間は 5 分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第 8 条 出演順序は、代表者会議において抽選により決定する。
- 第 9 条 審査員は常任理事会で決定し、理事長が委嘱する。
- 第 10 条 審査・表彰は常任理事会で定める方法により、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
但し、参加団体(者)の資格に疑義のある時は出場停止、または入賞を取り消すことがある。

代 表

- 第 11 条 金賞を得たグループの中から、最優秀団体を札幌地区代表として北海道アンサンブルコンテストへ推薦する。各部門とも 8 団体以上参加した場合は、2 グループ推薦できる。以下、倍数毎に 1 グループ加算する。
但し、金賞団体が代表数に満たなかった場合、審査員の協議により残りの代表を決定することができる。

個人コンテスト

- 第 12 条 参加部門は次の通りとする。
1. 小学生の部 2. 中学生の部 3. 高等学校の部 4. 大学・職場・一般の部
- 第 13 条 参加資格・楽器(打楽器は除く)・演奏及び審査等については、アンサンブルコンテストに準ずる。但し代表は各部門毎に木管楽器または金管楽器のいずれか 1 名とする。
また、ピアノ伴奏者の資格は自由とする。
- 第 14 条 演奏時間は 4 分以内とし、これを超過した場合は失格として、審査の対象としない。
- 第 15 条 個人コンテストは北海道大会までとする。

附 則

- 第 16 条 この規定は昭和54年4月1日から施行する。

平成19年4月21日一部改訂
平成21年4月25日一部改訂
平成23年4月23日一部改訂
平成26年4月20日一部改訂
平成27年4月19日一部改訂
平成28年4月23日一部改訂
平成29年4月22日一部改訂
平成30年4月28日一部改訂
平成31年4月27日一部改訂
令和3年4月25日一部改訂
令和5年4月30日一部改訂

札幌地区吹奏楽連盟コンクール審査細則

審査基準

課題曲を演奏する部門は課題曲・自由曲それぞれに評価し2項目とする。

自由曲のみの部門は1項目のみの評価とする。

評定	点数	差異
A +	88	3
A	85	
A -	82	
B +	78	4
B	75	
B -	72	
C +	68	4
C	65	
C -	62	

点数集計

課題曲・自由曲は同じ割合で合計する。

それぞれの最高点と最低点を除いて集計する。

アンサンブルコンテストに関しては審査員5名の点数を合計する。

個人コンテストに関しては審査員3名の点数を合計する。

賞の内容

各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

賞の基準

	金	銀	銅
課題曲を演奏する部門	800点以上	700点以上	699点以下
その他編成、アンサンブルコンテスト	400点以上	350点以上	349点以下
個人コンテスト	240点以上	210点以上	209点以下

代表の選出

北海道大会へ推薦する団体は、金賞を得た団体の中で合計点数の上位より選ぶ。但し、金賞団体が代表数に満たなかった場合、審査員の協議により残りの代表を決定することができる。

得点が同点の場合、該当団体を比較し、7人の審査員がどちらを上位に評価したかを判断する。

集計表(例)【下線の=はカットの点数】

演奏順	〇〇B編成の部	審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員エ	審査員オ	審査員カ	審査員キ	賞	代表	得点	順位
1	あ吹奏楽団	A 85	A 85	<u>A +88</u>	A -82	B 75	<u>B -72</u>	B +78	金		405	3
2	い吹奏楽局	<u>A 85</u>	B +78	B 75	A -82	A -82	B +78	<u>B -72</u>	銀		395	6
3	う吹奏楽部	A -82	A -82	<u>A 85</u>	A -82	B -72	C +68	<u>C 65</u>	銀		386	7
4	え吹奏楽団	A -82	A 85	<u>A +88</u>	A +88	<u>B +78</u>	B +78	B +78	金	代表	411	1
5	お吹奏楽部	<u>A -82</u>	A -82	A -82	A -82	<u>B 75</u>	B +78	B 75	銀		399	5
6	か吹奏楽部	<u>B 75</u>	B 75	B -72	B -72	<u>C 65</u>	C 65	C 65	銅		349	9
7	きプラスバンド	<u>A 85</u>	<u>B 75</u>	B 75	A 85	A 85	B +78	B +78	金		401	4
8	く吹奏楽局	B 75	<u>B +78</u>	B 75	<u>C 65</u>	C +68	C +68	C 65	銀		351	8
9	け吹奏楽部	<u>A -82</u>	<u>A +88</u>	A -82	A -82	A -82	A -82	A -82	金	代表	410	2
10	こ吹奏楽団	<u>A 85</u>	<u>C 65</u>	A -82	B -72	C 65	C 65	C 65	銅		349	9

平成22年4月24日改訂

平成29年4月22日一部改訂

平成31年4月27日一部改訂

令和3年4月25日一部改訂